

議案第 10 号

あきる野市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 20 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

医療費が高額となった場合の医療機関への支払を自己負担限度額までとする制度が確立され、長期間にわたり高額療養費資金貸付の利用実績がないことから、条例を廃止する。

あきる野市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例

あきる野市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（平成 7 年あきる野市条例第 45 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。